

## 武士の階級的自覺

池 内 義 資

一

「武士」なる語は武士がその階級的成立を遂げたる時代にありては、常に武人としての性質の他に、政治的には支配者としての身分を言ひ、又道徳的には高き規範の維持者たるの意味を持つものである。①併し武士興起の歴史を顧みる時にその初期に於て、既に此の如き榮譽ある地位の保持者であり、この言葉が美稱としてあつたかは、深く省察を加ふべき問題である。

武士なるものは之を兵士に對比して考へらるべき性質を持つ。即ち律令政治にあつては、公民義務兵役制度としての兵士制度が行はれた。この制度は公民階級の貧困化に伴つて衰頽し、健兒・健士・選士等の制が之に代つた。之は富饒遊手を簡抜して終身軍役に當らしめしものにして、その經濟力に於ても、將又武力に於ても優秀卓抜なる人士であり、自ら好んでその職に當る者が任せられたのであつたから、私は之を武人義勇兵制度と呼ぼう。この制度が國家の制度として認められた事は、やがて私兵制度が一般に是認せられるの結果を導く。貞觀以後、この制度も亦無力となり、國家有事の日追討

の宣旨を蒙り、又帝都の治安維持に力めし者は武力の集團の統率者たる武將であつた。この集團の統制は國家公權の發動によるものではない。其は武將と部下衆多との間の私的結合にある。即ち武士は國家公權の統制下に組織されたる公民義務兵役制やその系列にある武人義勇兵役制に比して、私的結合關係をその統制原理とするものなる事を注意しなければならぬ。

## 二

かゝる意味の武士の淵源を求めるならば、我々は之を侍に於て見出す事ができる。サムライなるものの意義は貴人に近侍し、祇候するものの謂である。然らば所謂侍なるものは、如何にして生じたか。

軍防令によれば、家に老疾の祖父母・父母あつて、之に侍養すべき他の正丁なき場合、即ち正丁一人なる場合は、衛士・防人の任に當ると雖、之を免除してその祖父母・父母の侍者に充てた。②既に庶人にして、如此侍者を有したのであるから、當時の階級制度よりして、院宮、王臣等の貴族にかゝる近侍者祇候人の常置せられた事は論ずる迄もない。即ち王臣家の家人は之である。併し家人はその警邏供奉の任を果すには充分ではなかつた。令制はこの不充分を補ふものとして、一定の準則を設けた。兵衛・内舍人・大舍人・東宮舍人の如きは、③即ち朝廷の禁衛であり、従つて侍たるの性質の濃厚なものであつた。帳内・資人・車力等の如きは、④貴人の護衛・雜仕の爲に設けられたもので、之亦同

じく侍であり、祇候人であつた。此等令制に淵源する侍的機關も、令制の衰頽に伴ひ、無機能となつた。之によつて生じたる新機關は、瀧口、武士、院、北面等であり、衛府・彈正に替れる檢非違使と共に、源平二氏等の武人が多く任用された。攝關家にあつては、警衛供奉の武人を統制する爲に侍所を置いた。<sup>⑤</sup>此等權門勢家の警衛供奉の爲に召されたる勇武の士こそ、武士の階級結成以前の姿「侍」である。

當時の貴人の身邊に祇候し、近侍したる者は、或は武者といひ、<sup>⑥</sup>或は武勇の輩といひ、<sup>⑦</sup>又勇敢の士<sup>⑧</sup>といひ、或は軍士といひ、<sup>⑨</sup>武士と呼ばれた。<sup>⑩</sup>これによつて、侍なるものが、武藝によつて貴人に勤仕したりしものなる事が明らかである。

然らは何故武士は貴人に勤仕したか、武士は武力の保有者なるのみならず、土地の所有者であつた。故に權門の威を借りて、自己の所領を保有し、兼て朝官の榮進を希求せんとして、進んで貴族の庇保を受けた。發生期に於ける武士が、經濟的にも強大なる實力を有し乍ら、貴族には臣従してゐた所以は、彼等が相互に鬭争し、階級的結成をなし得なかつた事による。かゝる時代にあつては武士の階級的自覺は求め得ない。

武士が「侍」として貴人に祇候したる時には、先づ貴人に對して名簿を捧呈し、<sup>⑪</sup>初參の禮を行ふ例とした。臺記康治二年六月三十日の條に源爲義が賴長に臣従するの儀を記して、『爲義武士在共未稱臣于余、

以臣于禪閣、所備具也、歸家仰爲義云、以季通朝 臣傳之今日吉日也、以之可用初參、更不可初參者、爲義曰唯。』  
と。② 武士の棟梁たる爲義にして尙然るを見れば、一般武士に至つては更に言を須ひない。

貴族は多くかゝる侍を地方に求めた。權門勢家は地方に廣大なる莊園を所有してゐる。莊園は彼等貴族の文化的・經濟的生活資料を供與するに止まらない。

貴族は平安末の亂雜に當り、屢々自家の警護の爲に、莊園の兵士を徴した。かくて此等地方より徴募された武士は、京都に集り、定住する事となつた。この事より直ちに武士の集團が階級として結成せられるとは斷じ難い。此等の集團が統率者を持ち、その下に組織づけられ、訓練される事がなければならぬ。③

武士集團が武門の棟梁を得る事を速かならしめたものは、藤氏の門閥政治であつた。即ち京都に於ける政治機關は一切少數門閥の獨占する所となり、志を得ない貴族は勢ひ地方に下つた。源平二氏の如きは、その最も顯著なるものであつた。

### 三

而して此等貴族出身の武將が衆人を統制する所のものは、その門閥血統によるものではなく、一に軍兵統率の實績によつてである。源經基がその地位を獲得したのは、武略に長じた爲であり、④ 賴義が威令大に行はれたのは、彼が『性沈毅多有武略、最爲將帥之器』であり、又『勇武拔群、才氣被

地』<sup>⑨</sup>ためであつた。かく武勇人に勝れたるものがあつて、始めて拒捍の類も皆彼に奴僕の如くに服し、坂東弓馬の士も大にその門客となつたのである。<sup>⑩</sup>頼義の軍兵統率の實績かくの如く偉大なるものあつて、始めてその奥州を征するや『坂東猛士雲集雨來、前騎數萬、輜人・戰具・重疊蔽野、國內震懼、莫不響應。』<sup>⑪</sup>といへる大勢力を糾合するを得たのである。義家は『驍勇絶倫、騎射如神。』<sup>⑫</sup>であり、その戰場に莅むや、白刃を冒して重圍をつき、左行右往敵を惱まし大鏃箭を以て賊帥を射るに空發することなく、放たば必ず的中し、雷奔風飛神武命世であつたから、夷人皆靡克し、敢て敵するものなく、號を立て、八幡太郎と云ひ、漢飛將軍と年と同じうして語るべからずと賞嘆せられたのである。<sup>⑬</sup>既に彼が軍兵統率の才に於いて武勇絶倫であつたばかりでなく、後三年の役に従ふや剛臆二座を設けて士氣の振作を圖り、<sup>⑭</sup>寛治五年十一月十四日武衡の没落の近きを知つて敵舎を焼いて凍手を伸べしめその追撃に備へしめ、<sup>⑮</sup>部下これを奇とするも將軍の命なれば之に従ひたるに、武衡その晨落城せり。よつて人これを神なりと思へりといふ如く、その作戰謀略に於いて、卓越非凡、部下を敬服せしめるものがあつたからである。

平家にありても亦、これと同様のことが見られる。天永二年十二月二十七日平正盛宣言によつて、仁和寺寛助僧正の所領藤伴庄司平清澄の子直澄を誅して、その首級並に降人三人を率ゐて入京するや、長秋記はその儀従を記して『隨兵百人多是西海南海名士也。』<sup>⑯</sup>と。以て正盛の武威に服する者地方名

族の多きを知ることが出来る。

右に述べたる如く、武將たるものは軍兵統率の才能に於いて勝れたるものと共に、更に部下の精神を把握するの徳を備へなければならなかつた。人を威服するの實力は武將として必要である。しかし人を悦服せしめるの徳は、より一層必要である。頼義に『武士多樂屬者』あり、彼のよく『其得士死力』し所以のものは、『天下素知才能、服其探擇。』した爲であり、士を愛し施こすことを好み、<sup>23</sup>よく兵と艱難を共にし、<sup>24</sup>親しく陣中の疾病者を劬り、傷口を吸うて膿を出すの愛情があつたからである。<sup>25</sup>かくてこそ、部下の士卒皆恩義に感じて命を鴻毛の輕きに置いて將軍のために死力を竭したのである。義家も亦同じく部下を愛した。後三年役に沼ノ柵を攻めて大雪に遭ひ、且食盡き馬肉を切つて食ふの時、全軍殆んど飢死せんとしたるに、義家は『懷人令得溫之蘇生』<sup>26</sup>の愛憐の情を濺いだ。さればこそ、大三大夫光任の如き忠順の部下を持つ事ができたのである。<sup>27</sup>

かく地方の反亂相次ぎ、源平二氏の如き者も永く地方官として赴任し、或は治民に或は征戰に従ふことの多かつたことは、此等武將と地方在任の武人との間に、密爾なる結合關係を結ばしめる契機となつた。かゝる地方それ自體に於ける集團の形成、集團生活に於ける一の統制原理の發展は武士なる衆多が一の階級的なものを形成する階段をなすものである。

① 西田直二郎 日本文化史序説 三七七頁

- ② 令義解卷五 舊國史大系卷十二 一七四頁
  - ③ 軍防令 同上 一八〇頁、一八二—三頁
  - ④ 同上 一八三—四頁
  - ⑤ 拾芥抄 故實叢書本卷中 一六八頁
  - ⑥ 兵範記久安五年十月十九日 史料通覽本第一卷三三頁三四頁
  - ⑦ 古今著聞集第九武勇十二 舊國史大系卷十五 三六二—三頁
  - ⑧ 中右記天仁元年五月廿日條 卷三 三五二頁
  - ⑨ 臺記卷八 久安四年八月廿六日條 史料大觀本 二六二頁
  - ⑩ 吾妻鏡 文治五年六月廿七日 吉川本上 二八〇頁
  - ⑪ 百鍊抄 正治元年二月十四日 新國史大系卷十一 一二九頁
  - ⑫ 十訓抄 舊國史大系卷十五 七八六頁
  - ⑬ 臺記卷三 九二頁
  - ⑭ 西田直二郎 日本文化史序說 三七九頁
  - ⑮ 尊卑分脈卷八
  - ⑯ 陸奥話記 新校群書類從卷十六 一六頁
  - ⑰ 同上 同上
  - ⑱ 同上 一七頁 尊卑分脈卷九 一頁
  - ⑲ 陸奥話記 新校群書類 從卷十六 一七頁
  - ⑳ 後三年役記 新校群書類從卷十六 一七頁
- 今昔物語卷廿九 上總守維時郎等打雙六突殺語第六 舊國史大系卷十六 一四三—四頁

- ⑲ 後三年役記 新校群書類從卷十六 三三頁
- ⑳ 長秋記 京大影寫本卷三 天承二年十二月廿七日
- ㉑ 陸奥話記 一六頁
- ㉒ 同上 一八頁、二二頁
- ㉓ 同上 二〇頁
- ㉔ 康富記 文安三年閏六月廿三日
- ㉕ 後三年役記上 新校群書類從卷十六 二八頁

#### 四

凡て社會の一勢力として新階級が成立するためには、三箇の重要な要素を有つを常とする。

一にはその統率者たるものと、二には新階級を形づくるべき衆人と、而して三にはこれを支持すべき思想である。①新階級を形づくるべき衆人の主要は、開發領主と稱する地方中小地主である。而してこの集團の統率者は誰か、それが如何にして生れ、また如何なる統制をなしたかは、右に述べた所であるが、果して然らば、彼等は如何にして舊社會より蟬脱して、新社會の指導的地位を獲得するに至りしか。また、それを支持する所の思想は何か。それは何によつて生まれ發展したるかを考へる時に達した。

こゝに於いて、我が國政治史上全く特殊な形をとつた院政を考へねばならない。併し勿論院政につ



いての全般的考察は今必要ではない。武士發生史の研究に於いて、看過すべからざるものは、院政によつて齎らされたる院と内との反目嫉視、攝籙家の内争に伴ふ兵力の必要と、貴族の放恣なる崇佛歡樂生活に禍されたる國家財政の匡救策に對して、武士が如何なる役割を演じたるかにある。白河法皇の崇佛は、宗忠が中右記大治四年七月十四日の條に記して、『或人談云、本院年來御善根、繪像五千四百七十餘體、生丈佛五體丈六百廿七體、半丈六體、等身三千百五十體、三尺以下二千九百卅餘體、七宇塔(堂)二十一基、小塔四十四萬六千六百卅餘基、金泥一切經書寫此外秘法修善千萬壇、不知其數、此二三年殺傷禁斷諸國也、施大善根也。』<sup>②</sup>と。鳥羽院の崇佛亦これに劣らず、熊野高野の參詣十數度に及び、夥しい國帑の消費は、さらでだに匱乏の國庫を更に困難ならしめた。更に崇佛の結果は僧侶の増長を助長し、南都北嶺の大衆の兇暴は社會の不安を一段と深めた。かくて院内の反目嫉視の爲に、院の北面・西面の武士を必要とし、大衆の濫惡に、地方の騷亂鎮定に、源平二氏の兵力を必要とする事頓に著しいものがあつた。

院と武門との關係は上述の如き院の武力を必要とし給うた事情に基づく所が大であるが、更に又財政上に於ても、兩者の親近を將來する事情があつた。即ち院政の興隆と、國庫の疲弊は地方の財政的援助を必要とした。この要求を満足せしむる、最も有力なる者は武門の棟梁である。就中平氏は夙に茲に着眼して、努めて院との接近を圖つた。源氏は院に接觸すること比較的遅く、保元亂に爲義が院

に近侍して、却て大敗を招きたるに比して、平氏は院と結ぶことによつて、非常なる發展を遂げ得たのであつた。中右記大治四年七月十五日の裏書に、法皇御時初出來事を列擧してゐる中に、受領の功萬石萬疋進上の事<sup>③</sup>をみても、院政が地方に確乎不拔の經濟的勢力を保有する武門により、如何に支へられてゐたかが知られよう。同じく中右記天仁元年正月二十四日の條に除目のことを載せ、受領十五ヶ國中、院の候者七人に及び、然も彼等は何れも熟國の國司に任せられたので、滿座のものは只目と目を以てするのみであつたと。就中、因幡守平正盛が但馬守に遷任せられたるは、全く異數の拔擢と云ふべく、『正盛最下品者、被任第一國、凡不可陳左右、候院邊人天之與幸人歟。』と評してゐる。<sup>④</sup>又その子忠盛は鳥羽院の院司に任せられ、<sup>⑤</sup>正盛・忠盛父子が伊賀國にある東大寺領を掠領して、これを鳥羽院の鐘愛せる八條女院に獻じ、庄務を進退した如き、<sup>⑥</sup>院と平氏との關係の密爾を思はしむるに足るべく、これによつて院は莫大なる經濟上の支援を得たのである。

瀬戸内海は古來海賊の猖獗を極めたる所、歷代官符を下してこれが取締を令したるも全く無效であつた。保延元年三月十四日、重ねてこれが追伐の宣旨を賜ひしより、公卿その方策を議し、國司に命じて國司勇猛の士をして追伐せしめては如何と獻策するものありしが、長秋記の著者師時はこれを以て不可とし、その理由をあげて、『諸國猛勢輩各好海賊、近及周防國司上道時、當國輩稱海賊寃凌國司、淮的他國、又如此歟。者、指國々武士等交名各給宣旨、自件賊慎歟。』<sup>⑦</sup>と述べて諸國司に命令するよ

りも、所在の有力なる武士に下合するの有效なるを説いた。茲に於いて、宗忠は備前守忠盛檢非違使爲義のうち何れかを遣はして討たしむべしと發議し、諸卿これに賛したれば、藏人辨資信を以て院奏せしめし所、爲義を遣はしては定めて『路次國々自滅亡之歟、忠盛朝臣可宜者』<sup>⑧</sup>と仰せられたれば、忠盛を遣すことに確定したのであるが、彼の選ばれたる表面の理由は、『忠盛西海有有勢之聞、被發遣尤有便歟』<sup>⑨</sup>であつたが、彼が院の殊寵ありたることも看過し得ない。かくて忠盛は八月十九日海賊七十餘人を虜して、これを使廳に引渡したが、<sup>⑩</sup>此等が全部海賊の首魁にあらざりしこと『日高禪師爲賊首、此中多是非賊、只以非忠盛家人者號賊虜進』<sup>⑪</sup>とあることによつて明かである。而して忠盛は二十八日その功によつて、大宮大夫を宣下せられ、<sup>⑫</sup>子清盛は兵衛佐は元の如くにして、從四位下に叙せられた。<sup>⑬</sup>かくの如くして、忠盛は昇進の端緒を得たのであるが、彼は院の御願寺得長壽院成るに及んで、その功により内、昇殿を聽された。<sup>⑭</sup>爾後忠盛の驍寵を蒙ること大にして、保延五年三月二十六日、南都大衆の入洛を企つるや、院の命によつて、これを宇治に防いだ。<sup>⑮</sup>

此等の事象は、武門の棟梁が攝關家の隱使に甘んぜずして、直接院に接近し、自ら攝關家と同等の政治的・社會的地位を獲得せんとするの意圖に出でしものにして、既に院政の出現が攝關政治を否定したる時代にありては、當然の歸結と見るべく、茲に武家が社會階級として、漸次結成せられつゝあるを見る。而して彼等が眞に階級的自覺に到達するは、院内の不和、攝關家の内争に伴ふ兵力の必要

によつて誘引せられたる時代にある。

院政が攝籙家の權を殺ぎ、第一の權門より第二の權門にその地位を低下せしめたことは事實である。しかし、攝關家が尙皇室の外戚として政柄を壟斷したる記憶は尙新たなるものがあつた。彼等は再び政權獲得の機會あるべきを夢想した。加之、院政は主權の存在を不明ならしめ、皇位繼承の紛議を醸し易き缺陷を持つものなれば、政權爭奪に餘念なかりし攝籙の臣と院の近臣との離合集散は、政爭をして益々複雑苛烈ならしめた。⑩この二個の勢力の接觸は大なる衝突を見ざれば熄まざる情勢にあつた。然り而して、その勝敗の岐るる所は、實に兩者のうち、何れが最も多く兵力を集中し得たるや否やにある。換言すれば、最も多く精銳を率ゐし武將を召致したるものが勝を制し、然らざるものが敗を取るのである。保元、亂はこの表現に外ならない。⑪既に述べたる如く、盜賊・大衆の迫害と叛亂の頻發とは、京都に於ける政權爭奪と交錯して、武力の必要は益々切實なるものがあつた。殊に政權爭奪のことは、院政時代に至りて、愈々激化した。白河天皇は皇儲に關して皇弟輔仁親王と御不快に在せしかば、行幸毎に義家・義綱をして供奉せしめられ、⑫法皇とならせ給ひし後も、院の西面・北面の武士を置かれ、常に忠盛を召して側近を離れざらしめ給へること、猶爲義の小一條院に於けるが如くであつた。⑬保元元年七月二日鳥羽法皇が崩御に先ちて、爲義・清盛等の武將十人より祭文を徵して、美福門院に奉らしめ、⑭崇徳上皇の御復位に備へ給ひしが如きは、これ全く武將を引きて皇位

の御紛争に於ける有力なる擁護者たらしむるの意圖に出でしものであつて、正に武將を驅つて、政争の渦中に投せしめしものと云ふことが出来る。されば武將の勢力の増大するはやむを得ざる勢である。保元ノ亂は鳥羽院の御遺命を受けたる源義朝平清盛等の武力によつて、畏くも皇位の安泰を得たのであるから、二者の功績の偉大なりしは云ふまでもない。然るに、その首功たる清盛はこれによつて、僅かに播磨守に任せられ、義朝亦左馬頭に任せられたるに過ぎない。而して、朝廷は保元元年十一月十八日、京中の兵杖を禁制して、以て武家に對する處分を結ばんとせられたやうであるが、<sup>②</sup>かゝる禁制が一令によつて行はれ難きは云ふまでもない。然も武家はこれに對して不満を抱くことは推すに難くない所である。何となれば、既に七月十一日の軍議に無勢にて京中に戦ふは不利なれば、關東御幸を決行遊ばされるやう院奏し、『東國ハ義家ガ時ヨリ爲義ニシタガワヌ者候ハズ。』<sup>②</sup>と陳じたる如く、自己の地盤に據れば、朝威を以てしても尙如何ともすべからざるものあるを漸く自覺し來れる武家が、いかでかかゝる薄賞に甘んじようか。その實力を振つて、斷乎として政治上の野望を遂げ、自己の地位の向上を企圖することは、誰しも氣附く所である。

京都に於ける保元・平治の亂の續發せることは、既に地方に發展せる武士の集團をして京都に集まらしめ、また集團結成の訓練を充分ならしめた。而して、この亂がこれまでの地方擾亂に比して、その地が京都と云ふ政治的中心であつただけに、その結果は社會的と云ふよりも寧ろ政治的意味を多く

持つた。⑳ 慈鎮が保元ノ亂を以て武者の世となす所以も亦茲にある。㉑

從來源平二氏が朝家に事ある毎に多大の勢力を消耗して、然もその得る所の比較的尠かりし所以のものは、未だ階級としての自覺充分ならざると、二者の勢力互に拮抗する所より、第三者の操縦に陥り、漁父の利を得られたるためである。然れども、今や平家に對抗するの武家なく、獨りその地位を専らにするや、平氏の勢威は大いに躍進した。これ親房が神皇正統記に『保元平治より以來、天下亂れて武用さかりに、王位輕くなりぬ。』㉒と云へる所である。

平清盛は巧みに、院内の間の紛争を利用して、頻りに地位の上進を圖つた。即ち、先きに平治ノ亂の行賞として、大宰大貳に任せられ、永曆元年六月正四位より越階して正三位に叙せられ、八月參議、九月右衛門督に任せられ、翌應保元年正月には、檢非違使別當に補せられ、九月權中納言となり、同二年從二位に進み、三年を経て永萬元年權大納言・兵部卿に任せられ、翌仁安元年正二位に叙し、内大臣に進み、同二年二月には左右大臣を経ずして、直ちに太政大臣に進み、從一位に叙せられた。その初めて參議に任せられしより茲に至るまで僅かに八年に過ぎず、彼及びその一門の官爵の榮進が速かなりしは驚くの他はない。『抑々日本秋津島ハ僅ニ六十六箇國。平家知行ノ國三十餘箇國、既ニ半國ニ及ベリ。其上莊園五百箇處田畠イクラト云數ヲ知ラズ。綺羅充滿シテ堂上花ノゴトク、軒騎群集シテ門前市ヲナス。』㉓と。以つてその勢威の熾んなりしを想見することが出来る。かくの如き平家の異

常なる進展は、公家階級の反感を買ひしこと勿論大であつたが、清盛の權勢を憚り僅かに、『逆臣ノ亡ルハ王法ノ威也。勇士ノカト思フベカラズ。清盛カク心ノ儘ニ振舞コソ然ベカラス。是モ末代ニ及テ王法ノ盡ヌルニヤ。』<sup>②⑦</sup>と私語するのみ。

清盛の專横は往々常軌を逸して臣節を疑はしむる所なきにあらざれども、その絶大なる武力を擁げて自ら怨を買ふも敢て辭せずして、<sup>②⑧</sup>兇暴飽くなき南都北嶺の大衆を彈壓して再起する能はざらしめ、京中の治安を維持し、國家の安泰を期したる功績はこれを没却すべからざるものがある。されば、平家の異常の昇進を羨望嫉視しつゝも、清盛を目して、『一朝ノ固。萬人ノ眼也。』<sup>②⑨</sup>と推重し、仁安三年二月その病臥の時、朝廷ために非常赦を行ひ、『前太政大臣者、功軼曩代、德被當時。朝之靜謐。賴其茂勳。國之安平、憑其祕策。』<sup>③⑩</sup>と。平素餘り好意を以て迎へざりし藤原兼實すら、その日乘玉葉仁安三年二月十一日の條に『猶々前大相國所勞、天下大事只在此事也。此人天亡之後彌以衰弊歟。』<sup>③⑪</sup>と云ひ、同十七日の條には『又前大相國入道所惱已危急。雖不增日比、更非有滅氣。且彼人天亡之後、天下可亂。』<sup>③⑫</sup>といへるは、國家の治安を維持し、政治の運籌を致すことは、武家の掌にあらざれば、最早如何ともすべからざるまでになつたことを、公家階級自ら是認せるを表はすものにして、茲に武家が公家に替つて政權を握りしこと、武家が階級的に支配者の地位を獲得した事が明かに見られる。

註① 西田直二郎 日本文化史序説 三八〇頁

- ② 中右記卷六 七九頁
- ③ 同右 ④ 同上卷三 三二—三頁
- ⑤ 同上卷七 五三頁長承二年七月十三日
- ⑥ 東大寺文書京大影寫本八册 永久三年四月卅日官宣旨  
長秋記
- ⑦ 長秋記
- ⑧ 同上 ⑨ 同上 保延元年四月八日
- ⑩ 同上 保延元年八月十九日 中右記 同日條
- ⑪ 長秋記 保延元年八月十九日
- ⑫ 同上 八月廿一日
- ⑬ 中右記 同日條
- ⑭ 同右 長承三年三月十三日條 同廿一日條
- ⑮ 南都衆徒入洛記
- ⑯ 參考平治物語卷一 信賴謀反事 一二二頁
- ⑰ 三浦周行 續法制史の研究 六五—四頁
- ⑱ 愚管抄卷四 新國史大系第十九卷 一二〇頁
- ⑲ 古今著聞集
- ⑳ 愚管抄卷四 一二九頁  
參考 保元物語卷一 三三頁
- ㉑ 百鍊抄卷七 新國史大系卷十一 七四頁
- ㉒ 愚管抄卷四 一三一頁

武士の階級的自覺

第十九卷 第二號

三二一



- ⑳ 西田直二郎 日本文化史序説 三八四―五頁
- ㉑ 愚管抄卷四 一一一頁
- ㉒ 神皇正統記卷五 改造文庫本二一四頁
- ㉓ 參考源平盛衰記卷二 清盛息女事 八八―八九頁
- ㉔ 同右 卷三 一院御出家事 上一三一―四頁
- ㉕ 同右 卷二 上一〇九頁
- ㉖ 同右 卷五 山上奏上事 上二三三頁
- ㉗ 兵範記 仁安三年二月十六日 京大藏寫本
- ㉘ 玉葉卷二 國書刊行會本卷一 四〇頁
- ㉙ 同上 四〇頁

五

既に説き來つた如く、院政時代に至つて、武門は公家階級の輕蔑・憎惡にもかゝはらず、抜くべからざる一社會的勢力となり來つた。かくして、武士の階級的自覺が生じ來たる時機に達した。武士が自ら一の社會階級たることを自覺することは、彼等が公家階級の文化に對し、異質的なものを創造することではなければならぬ。又これと同時に、武士なるものが、一般百姓を支配し、其等とは質的に異つた存在たることを明らかにすることではなければならぬ。更に彼等がその本質を反省することによつて、その持てる實力を以てするにあらざれば、國家社會の安寧秩序を保持することを得ないと云ふ

事を、自らも自覺し、社會も亦之を是認し、之に憑依するまでに、社會が動いて來なければならぬ。

國家に法が行はれず、殺害・強盜は中央・地方を分たず、惡僧の濫惡亦相次いで起り、舉世不安、諸人優れたる武將の、天下靜謐ならしめん事を希求する念が昂まり來つた事は曩にこれを述べた。故に私は再びこの事を繰返すことをせず、直ちに武士階級が他の階級に異なる存在であることを自覺し、彼等が一階級としての觀念を發達せしめつゝあることを論じよう。

將門が新皇を僞稱し、四神相應の華洛の地に擬して、その地を相し、官司を任じて政を布かんと豪語しながら、曆博士の設置に行詰りたるが如き、①また、『人シレヌ大内山ノ山モリハ、木隠レテノミ月ヲミルカナ、』②と歌に托して、只管官位の昇進を望みし賴政が、三位して昇殿を聽され得意の足どりて參内せるを、さる女房より『ツキノシクモアユムモノカナ』と揶揄されて、『イツシカ雲ノ上ヲバ踏ナレテ』③と對へたるが如きは、尙ほ武士階級が獨自の文化を有せず、徒らに公家文化を憧憬しその摸倣攝取に肝膽を碎けるかを物語るものにして、安元御賀記に平家の殿上人が朝廷の禮節に忤れ叶つたことを上皇より御嘉賞ありしを以て、無上の光榮としたとある④は、公家の生活が如何に武士階級を魅了してゐたかを示すものである。かゝる公家文化に對する渴仰讚美は、武士が未だ社會階級としての充分なる自覺を持たなかつた證左である。併し、これらの事象のみを觀て、全般的に武士が

尙ほ公家階級に對する對立的存在でなかつたとは斷じ難い。その所以は、或る一つの新階級の文化は他の社會階級のそれと全く孤立的に發生し成長するものに非ずして、多くの場合、前代のそれに繋り、前代の支配者の文化に刺激され、またそれらを攝取包容して、徐々に育成せしめるものなること、少しく眼を時代文化の隆替に注ぎし者には容易に看取し得る所なるを以てなり。

奥州の藤原氏が平泉に營んだ七堂伽藍はこれ悉く京都文化の模倣であつた。そのためには莫大なる財幣を靡費するも敢て悔ひなかつたことは、如何に武士の棟梁と呼ばれる人々が富裕であり、中央憧憬、京都文化への思慕の情の熾烈なりしかを示して餘蘊なきものである。しかし、これらの摸擬が單なる摸擬に終つたならば、それは京都文化がある強力なる保護者によつて、ある限られたる地方に移植せられたる結果に終るに過ぎないであらう。もしも、かゝる結果に終つたならば、この藤原氏の事業も何等意義なき徒事に終つたかも知れない。然るに摸擬が單なる摸擬に終らずして、それが選擇せられたる摸擬であつたならば、⑤そこに武家文化としての萌芽を發見することが出来るのである。

吾妻鏡文治五年九月十七日の條に、源忠己講等が、清衡以下三代の造立にかゝる堂舎を注して、賴朝に送申し來りたることを載せてゐるが、その堂舎の一つである無量光院のことを記して、『秀衡建立之、其堂内四壁扉圖觀經大意、加之秀衡自圖繪狩獵之體、本佛者阿彌陀丈六也。三重實塔内莊嚴、悉以所摸宇治平等院也。』⑥と云つた。莊嚴を宇治平等院に摸し、優婉絢爛たる京都の公家趣味豊かなる繪畫

の中に、勇壯活潑なる秀術の狩獵圖が如何ばかり特異の相をなしたるかは、想像するだに明らかな所である。而してかゝる繪畫を描かしたことは、秀術が公家文化に限りなき敬慕の情を抱きながら、尙心の奥深くに秘めたる公家とその世界觀を異にする所のあることを顯示せんとしたものであるに よる。これ、明かに武士が公家階級に對して、特異な存在であり、特異な文化を建設せんとしてゐることを物語るものではあるまいか。源頼光の郎等二人が大宮人の優雅をまねて牛車をかり、紫野見物を試み車に揺られて酔ひしれ、『千人の軍の中に馬を走らせて入ることは、常に習ひたることなればおぢ恐れざる所ながら、貧窮氣なる牛飼童の奴ひとりにかくも揺られて、身を疲らして何の益があらう。』と云つたことは、⑦即ち武家が公家の生活を徒らに摸倣するの愚を悟り、武家独自の生活の價値を認めつゝあつたことを示すものではあるまいか。

武士の本領が武技戰略であつたことは、その生活を自然殺伐なものとした。爲朝は『武士タル者ノ殺業ナクテハ叶ハズ。』⑧と述懐してゐるが、戦争・鬪亂・殺戮の中に、武士の生活があつた。彼等の常に目標とする所は、武藝の熟達であり、撃勝であつた。⑨弓箭の道に携る者が好敵にめぐりあふはその最も悦びとする所、⑩決戦力闘屍を戰場に晒すはその本懐とする所であつた。⑪故に武門に生れしものは、假令羸弱の童兒と雖も、尙猛き心の持主であつた。⑫武士が一度び怒れば、必ずその報復をなさずしては、やまなかつた事は、公家の武士を恐れる所以であつたが、⑬そこに彼等武士の敵手を

斃さゞれば熄まざる鬪争精神の横溢するを見る。かゝる精神の保持は、公家と異なる武家精神の本質を伺はしめるものであらう。

地方の攪亂に大衆の鎮定に偉功を樹てた武士が、好んで中央貴族に名簿を捧げ、臣節を盡した時代は去つて、今や武士は充分自己の實力を知り、社會も亦それを認めるに至つたから、從來の如く唯々諾々權門の嚮使に甘んぜざるに至つた。例へば保元の亂に院の軍議に預かりし爲朝が鎮西二十餘度の合戦の經驗よりして、夜討の上乗なる所以を献策せし所、賴長これを以て意外の荒儀として斥け、興福寺・十津河勢千餘騎の來着を待ちて決戦するやうに令したれば、爲朝やむなくこれに服せしも、退出の後、『和漢ノ先蹤朝廷ノ禮節ニハ似モ似ヌ事ナレハ、合戦ノ道ヲバ、武士ニコン任ラルベキニ、道ニモアラヌ御計ト如何アラン。』<sup>⑩</sup>とつぶやけるは、武士は制法禮節の道にこそ味きも、武略に於ては公家の興り知らざる所である。公家の無智を以て下令せるは無謀であるとの言にして、これ明かに武士從來の態度と異なる所のものである。之に對して、内の軍議は一切の戦略を擧げて義朝に委し、遂に勝利を得たこと<sup>⑪</sup>は極めて興味ある事實である。即ち一は尙武家を蔑視し、飽くまでこれを嚮使せんとしたに對し、他はよく時勢の動向に通達し、武家の本領を容認したものである。義朝・清盛の官軍既に進發せりと聞き、『爲朝ガチタビ申ツルハ爰候爰候。』<sup>⑫</sup>と爲朝を憤激せしめたるも、此期に及んでは如何ともすべからざることとなつた。左府賴長狼狽の極、爲朝を鼓舞せんと、俄かに除目を行ひ

て、彼を藏人たるべき由仰下されたるに、爲朝の云ふやう、敵既に攻寄せたれば、宜しく守禦の部署につくべきである。除目は物忿し。人々は何にてもなり給へ。爲朝は今日藏人と呼ばれた所で何の益もない。只今はもとの鎮西八郎にてよろし。』と叫んで、<sup>⑩</sup>部署につき、散々に敵を射殺したといふが、茲にも亦、彼等武士が、從來公家の推挽によつて、公家垂髻の齒せざる微位卑官を贏ち得て得々たりしに比して、大いに異なるものあるをみる。即ち武家はもはや公家の前に卑屈である必要はなく、自らの所信を斷行し、公家の憐愍恩惠による出世を求めずとも、その實力によつて、地位の向上を計ることを意圖し始めた事をみることが出来る。

かゝる武士の自己の力に對する自覺・自信の昂まりは、武士自ら之を公家の前に表示しては、からざるに至つた。例へば爲義が保元の亂に上皇の關東御幸を勧め奉り、足柄・箱根を切り塞いで守らば事必ず成就すべき由を奏し、上皇亦御氣色を動かせ給うたと云ふが如き、<sup>⑪</sup>或は平治の亂に義朝が今度の合戦に破れなば、東國に馳せ下りて、八ヶ國の家人を催し集めて、重ねて都に攻め上り、平家の一族を殲滅せんと豪語したるが如き、<sup>⑫</sup>既に東國に於ける源氏と地方土豪の間に結ばれたる主従關係の緊密なるものあり、その世界に於ては彼等の地位生活が、その實力によつて強く保持され、不安定な公家の恩惠によらずして、自己の世界が確保されてゐた證據である。難太平記に、義家の置文なるものを載せて、『七生の後天下を支配すべし。』<sup>⑬</sup>と云へる如き、或はまた、平治の改元を目して平氏繁

昌して天下を治むべき年號なりと云ひ、平治の亂に源氏一舉に破れて平氏世を取りたるを豫言するものとしたるに對し、左大臣伊通が『平治の年號は甘心せざる年號である。山もなく河もなく、平地で高低なきもの』と笑つたが、此の言は武士の勃興は當時の階級制度を變革するものなりとしたによる。平治物語も『終ニ皇居ハ武士ノ住家ト成、主上ハ凡人ノ亭ニ宿ラセ給ヒケルコソ不思議ナレ。人ノ口程怖シカリケル事ハナシ。』<sup>②</sup>と云つてゐる。皇居が武士の住家となるとは、即ち武士が廟堂の高きに坐して、政權を掌握するの意味である。稍下りて頼朝が、池禪尼の哀情によつて梟首を免れ、伊豆に配流せらるゝことゝなり、下向の途次、武部明神の社壇に宿り祈請をこめしが、夜半從者盛安の語るやう、頼朝の京都に於いて出家せんとせるを留めたるは、夢に入幡に詣でたるに童兒弓箭を抱えて入り來り、「義朝の弓胡箠を捧げ來りたり」と云ふや、御寶殿内に聲あり、「深く納め置くべし。やがてはこれを頼朝に給ふべし。」と宣ひ、次で頼朝にこれを食はせよとて、打鮑六十六本を賜つた所で夢醒めしが、義朝の弓胡箠を頼朝に賜はりしは源家を復興せしめ給はんとする神慮なるべく、また打鮑六十六本を賜はりしは、六十六箇國を支配せしめんとの意ならんと信じて、切に主君の出家を諫止せるなりと云へるは<sup>③</sup>即ち源氏が再興して、天下を平げ、政權を掌握するの目あるを確信するものにして、これ明らかたに武士が支配者たる階級にまで到達せるを意識せるものである。

然り而して、武士がその實力を發動するにあらざれば、國家の治安を維持し、地方政治を處理し能

はざるまでに、國家の權威の衰微せることは、前九年役に賴義の任滿ちて、朝廷高階朝臣をその後任として遣はせしに、百姓新司の命を奉せず、好んで前司賴義に倚賴したるに徴しても明らかなる所に於て、茲に贅説の要なき所である。

六

次には武士が百姓とその本質を異にする階級となり來つた事を説かねばならない。一般に言はれる如く、武士は莊園の莊官から發生した。莊官なる限り、其が莊園の本所領家たる權門勢家に對しては、一般庄民と等しく隸屬者の階級であつた事は、私が先に武士の原初的な形態を「侍」に求めたのと同一趣を示すものである。

越後國石井庄前司解 申請 本寺政所裁事

言上條々雜事

一 請裁免任人古志得延愁條

右件得延元者、以去永承七年、兼算爲彼御庄司罷下之間、庄務執行之程、件得延兼算之許捧名簿、從比郷來向、仍來住成田堵、朝夕召仕之處、付前司目代藤原成季漸訴兼算不能、或時者兼算從者(盜カ)を馬恣人申懸天、愁國司、或時者乍從者、放言爲宗。就中前司件御庄如本可所知之由、成廳宣被返預之處、依兼算執行、爲不隨。地子乍負差、信濃國數多百姓諸共逃去者、爲令且擱留、且



地子辨濟翫留を所訴申也、者、注子細言上如件

(中略)

天喜五年十二月十九日

大法師(花押)<sup>21)</sup>

越後國石井御庄司僧兼算解 申請本家政所裁事

言上條々雜事事

一 御下文内條

右去年十二月四日御下文同二十九日到着、任御下文之旨、住人等各企加作勤者、於兼算者、亦御庄罷預之後、其仰以前、從隣國浪人招寄候之處、彌有此仰者、勵心力到農業之勤者、且言上如件

(中略)

天喜五年二月二十一日

預僧 永蓮

御庄司 僧(花押)<sup>22)</sup>

右の二文書は共に東大寺領越後國石井庄に於いて、庄司兼算が、隣國より浪人を招致して、庄田の開發に努めた事に關するものである。庄園が浪人を招致する事は敢て珍らしい事ではないが、東大寺より庄田開發の命を蒙らざる前に於いて、庄司が既に浪人を招致してゐる事を先づ注意すべきであ

る。庄司は東大寺の一役人として、即ちその絶對的な隷屬者の地位に止まつてゐなかつた。その實力は隣國の百姓を招寄せ、自己の庄田を耕作せしめ得る迄に強大となつた。然して、その招致されたる百姓は庄司兼算に對して、名簿を捧げ、朝夕召仕へたといふことは、明らかに庄司が百姓の支配者として立つたことを物語るものである。庄司に名簿を捧げた得延はやがて庄司と勢力争をなし、數多の百姓を引率して、隣國に逃歸つたことをみれば、得延も亦百姓の支配者ではなかつたか。即ち引用古文書にある如く、得延が來住して田堵となつたといふ。田堵は一般庄民とは異なるものであつたのではなからうか。何となれば、新猿樂記に『三君夫出羽權介豊益、偏耕農爲業、更無他計。數町戶主、大名田堵也。』といふ用語法にも明らかな如く、田堵が單に百姓といふ意味でなく、地主であり、土豪であるからである。かゝる土豪、即ち地方の小武士たる得延であつて、始めて庄司（其は武士の前身であらう）と主従關係を結ぶ事が生じ得たのであらう。かゝる浪人は又久安三年九月日鴨縣立伊俊等の解文に『爰成神領後者、使廳使無亂入、官役國役免除之故、成勇浪人、多多居住者也』<sup>②</sup>に見える勇浪人に當るものにして、武勇の輩であつたと思ふ。

かゝる田堵と合せ考へるべき者に、平安朝末期の（鎌倉時代の其と區別して）地頭がある。東大寺文書、康治三年正月十一日、大石封司藤井延重等解狀の一齣に『右件封庄者數百歲勅入、自往古之以降、無有窄籠。而今俄肥前々司申成皇后宮御庄云々。口口號鷲野郷四至内、院使・地頭人等引率五口余人

軍。兵。亂入往古寺領四至内大野云々<sup>②</sup>と言へる如く、地頭人が軍兵を引率して寺領を押妨してゐる。地頭なる言葉は此頃<sup>③</sup>に於いては、屢々現地地といふ意味で使用されてゐる。④地頭人は之より考へれば住人といふと大して違はない稱呼であつた。併し住人といふも、百姓商人を指して何國何庄の住人と呼ぶことは聞かず、多くそれは武士の呼稱であつた。この地頭人の人が守護人が、守護となつた如く、何時省略されて、地頭となつたのではあるまいかとも考へられる。かゝる地頭は平安末に多く見出されるが、鎌倉幕府の制度としての地頭とは異なること勿論である。例へば古事談に郡地頭大庄司季春あり、薩藩舊記に地頭兼掾、辨濟使と地頭を兼ねたる者を發見し、地頭が土豪であり、庄官國郡の吏僚であつたことが知られる。

然り而して、此等の地頭が武士階級として組織されてゐたことは、吾妻鏡文治元年十二月二十一日の條に、『於諸國庄園下地者、關東一向可令領掌給云云、前々稱地頭者、多分平家々人也、是非朝恩、或平家之領内授其號補置之、或國司領家爲私芳志定補于其庄園、又令違背本主之命之時改替之』とある如く、地頭が國司・領家によつて、即ち公家側から補任されたものであつても、一方に於いて平家なる武門の家人の身分を有し、武士階級として結成されてゐたことが明らかである。地頭はかくて又莊内に居住し乍ら、一般百姓とは異なる一階級となつてゐたのである。文治の守護地頭補任後、にわかに地頭の百姓酷使の訴訟が起るが、かゝる問題は恐らく、文治を待たずして、存在した事柄であつ

たと思ふ。何となれば地方の地主が武力を有し百姓を支配してゐた限り、百姓酷使といふ事は極めて起り易いことであつたから。

## 七

以上述ぶる所を要約するに、日本中世社會の支配者たる武士階級は、その發生期に於ては、貴族の隸屬者「侍」として存在し、彼等相互の間の結合はなく、寧ろ貴族の下に分れ屬せしめられてゐた。やがて貴族が地方の所領をその莊官に管轄せしめ、自らは京都にあつて、遊樂に耽けるに及び、國家の紀綱は弛緩し、盜賊叛亂相ついで起り、地方の實權は國郡司莊官等を中心とする武士集團の手に移るに及んだ。武士集團は自らよき統率者を自らの中から生み出だし、かくして武門の棟梁となつた人は又部下を愛護し、その集團としての團結の強固、武士の階級的訓練を計つた。かくして、武士の集團は、以前の如く單なる衆多の集りではなくなり、權門勢家の使用人たる地位から脱した。かゝる武士の階級的結成は武士の階級的自覺を生み、單なる公家文化の摸倣を越えて、武士的な文化を育くみ、よく公家文化の絢爛さに壓倒され終ることなく、武士独自の世界の創造の道を歩ましめた。

一方、武士はその階級的成長と共に、一般百姓とは異なる地位をもち得、且つ、百姓の支配者として現はれて來た。即ち百姓の無姓なるに、武士は何々莊司、何々下司等の名字を持ち、田堵、地頭等、いかにも百姓の支配者らしき名稱を持つに至つた。又武士の集團化の進むにつれ、一般百姓とは異なる、

武士らしき教養・訓練を重ね、一般百姓に對し、優越的な階級的自覺心を生んだことは疑ひない。

かゝる武士の階級的自覺の發生によつて、始めて鎌倉幕府の建設が可能になる。かゝる自覺なき限り、武士は貴族の爪牙に止まつたであらう。又かゝる階級的自覺ありて、始めて鎌倉以後に於ける武士的道徳の發達が生じ得たのであつた。

◇附言、本稿は『武士發生史の研究』なる草稿の第三章『武士の階級的成立』の一節をなすものである。

註① 將門記 新校群書類從卷十六 一〇頁

②③ 參考源平盛衰記卷十六 三位入道歌等 改訂史籍集覽本上、七二—七四頁

④ 安元御賀記 新校群書類 從第廿二卷 九〇四頁

⑤ 兵範記 仁安二年五月十日條

三浦周行 續法制史の研究 六八〇—二頁

⑥ 吾妻鏡卷八 吉川本 三〇一頁

⑦ 今昔物語卷廿八 舊國史大系卷十六 一二九四頁

⑧ 參考保元物語卷三 一七四頁

⑨ 將門記 新校群書類從第十六 九頁

⑩ 古書談四 舊國史大系本卷十五 一〇七頁

⑪ 參考保元物語卷二 六八頁

⑫ 同上 卷三 一三三頁

- ⑬ 十訓抄第九、可憐望事、舊國史大系卷十五 七八五頁
- ⑭ 參考保元物語卷一 三八—四〇頁
- ⑮ 同上 四三—四四頁
- ⑯ 同上 卷二 五二—三頁
- ⑰ 同上 五三頁
- ⑱ 愚管抄四 新國史大系本卷十九 一三一頁
- ⑲ 參考平治物語卷一 源氏勢汰事 二二二頁
- ⑳ 群書類從卷十三 一四三〇頁
- ㉑ 參考平治物語卷三 二六四頁
- ㉒ 同上 賴朝遠流附之 一二九四—六頁
- ㉓ 陸奥語記 新校群書類從卷十六 一八一—九頁
- ㉔ 京大藏東大寺文書Ⅲ<sup>51</sup>
- ㉕ 東大寺文書影寫本四十六册 一ノ二四ノ六五五ノ一
- ㉖ 同右 四册 一ノ二四ノ一二九
- ㉗ 同右 四十六册 一ノ二四ノ五九八 康治三年正月十一日大石封司藤井延重等解
- ㉘ 同右 一册、保安二年閏五月日東大寺陳狀案圓覺寺文書影寫本第一册。天養元年十月廿日國宣案『御使并國使相共臨<sub>二</sub>地頭<sub>一</sub>。塚<sub>二</sub>四至<sub>一</sub>打勝<sub>二</sub>、爲彼散在御領畠之替、以件篠木郷可爲壹圓御庄也。』